

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

令和 年 月 日		郵便番号	所在地		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度	
戸沢村長様		-	名称		特別徴収義務者指定番号	
(☎999-6401)		代表者の職氏名		個人番号		
(最上郡戸沢村字古口270)		(旧姓)		係		
戸沢村大字		(1月1日現在の住所…必ず記入願います。)		担当者氏名		
(給与の支払を受けなくなった後の住所)		(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済月		
戸沢村大字		円		月から		
現住所		円		月分まで		
新住所		円		未徴収税額 (ア)-(イ)		
(給与の支払を受けなくなった後の住所)		円		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)		
(給与の支払を受けなくなった後の住所)		円		異動事由		
(給与の支払を受けなくなった後の住所)		円		異動年月日		
(給与の支払を受けなくなった後の住所)		円		1. 退職(普通) 2. 転職 3. 休職 4. 長死 5. 会社解散 6. 住所誤報 7. 8.		
(給与の支払を受けなくなった後の住所)		円		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収		
(給与の支払を受けなくなった後の住所)		円		1月1日以降退職時までの給与支払額		
(給与の支払を受けなくなった後の住所)		円		控除社会保険料額		
(給与の支払を受けなくなった後の住所)		円		退職手当等の支払予定額		

◎退職者の未徴収税額の納入は、一括徴収の方法でお願いいたします。
 (一括徴収する場合は、次の欄にも記入してください。)

理由が1の場合		理由が2の場合		理由が3の場合	
本人印		本人印		本人印	
徴収予定月日		徴収予定月日		徴収予定月日	
月 日		月 日		月 日	
合計 (上記(ウ)と同額)		合計 (上記(ウ)と同額)		合計 (上記(ウ)と同額)	
一括徴収した税額は 月分で納入します。		一括徴収した税額は 月分で納入します。		一括徴収した税額は 月分で納入します。	
理由		理由		理由	
1. 異動の日が6月1日から12月31日まで の間で、本人から申し出があったため。 (令和 年 月 日申出)		1. 異動の日が6月1日から12月31日まで の間で、本人から申し出があったため。 (令和 年 月 日申出)		1. 異動の日が6月1日から12月31日まで の間で、本人から申し出があったため。 (令和 年 月 日申出)	
2. 異動の日が1月1日から4月30日まで の間で特別徴収の継続予定がないため。		2. 異動の日が1月1日から4月30日まで の間で特別徴収の継続予定がないため。		2. 異動の日が1月1日から4月30日まで の間で特別徴収の継続予定がないため。	

労働等による特別徴収継続届出書 (異動前給与支払者→異動後給与支払者が次の欄に記入→戸沢村)

月割額 円を		郵便番号		所在地		特別徴収義務者番号		新規 既存	
□ 月分から徴収して		-		(フリガナ) 名称		係		係	
納入します。		-		代表者の職氏名印		担当者氏名		氏名	
給与支払方法及びその期日		-		代表者の職氏名印		(連絡先) 電話		氏名	
-		-		希望する金融機関の所在地及び名称		(連絡先) 電話		氏名	
-		-		-		-		氏名	

注意

- 「個人番号」の欄には特別徴収義務者用台帳に記載された個人番号を記入して下さい。
- 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行なう場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に回付願います。勤務先では、下段(転勤等)による特別徴収届出書(課税地)の市区町村長に送付して下さい。
- *印の欄は届出者において記載する必要がありません。

※必ず記入して下さい。

※既存の場合は必ず記入して下さい。

1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人からの申し出がなくとも必ず一括徴収してください。